

三光鳥

カンコウキョウ

静岡法律事務所グループニュースNO.5



2023(令和5)年1月吉日

発行 静岡法律事務所・弁護士法人静岡法律事務所
静岡法律事務所ふたば鷹匠事務所
弁護士法人静岡法律事務所三島オフィス

代表連絡先：静岡法律事務所

〒420-0867

静岡市葵区馬場町43-1

電話 054-254-3205

FAX 054-253-5009

http://shizu-law.jp



静岡法律事務所グループは静岡県内最大の法律事務所グループとして、皆様のお役に立てるべく日々努力しています。



ご挨拶

新年あけましておめでとうございます。本年も宜しくお願い申し上げます。

さて、当事務所グループ内静岡法律事務所の石川アトム弁護士が、昨年10月末日をもって独立し、静岡市葵区伝馬町に石川アトム法律事務所を開業いたしました。同弁護士は、2010年12月に静岡法律事務所に入所し、以来10年以上にわたって当事務所の中心弁護士の1人として活躍してきた中堅弁護士で、同弁護士には事務所一同大変助けられて来ました。皆様方には、当事務所グループ同様、石川アトム弁護士を今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。

また、静岡法律事務所は、昨年12月に、窪田幹洋・金光誉樹両弁護士を迎えました。窪田幹洋弁護士は静岡県富士市出身、金光誉樹弁護士は愛知県豊橋市出身で、いずれも昨年12月に司法修習を終えた新進気鋭の弁護士です。両弁護士を迎えて、当事務所グループは、益々充実したリーガルサービスを皆様方に提供できるよう一層精進してまいります。

最後に、嬉しいご報告を1つ。静岡法律事務所の末高裕之事務局(当時)が昨年9月発表の司法試験に合格し、現在司法修習生として修習に励んでいます。順調に行けば本年12月に弁護士登録となります。当事務所グループの事務局が司法試験に合格するのは初めてのことで、同修習生の今後の活躍を大いに期待しています。皆様方におかれましても、何卒宜しくお願い申し上げます。

静岡法律事務所グループ弁護士・事務局一同

独立のご挨拶

2022年10月末をもちまして、11年10か月所属しました静岡法律事務所を退所し、静岡市葵区伝馬町にて「石川アトム法律事務所」を開業いたしました。新事務所は、伝馬町小学校の向かいにある天馬パークビルの4階です。四半世紀前に卒業した母校の前で開業ができることとなり、とても嬉しく思っています(ちなみに、私の名前と同名の某キャラクターは、お茶の水博士ではなく天馬博士によって発明されており、ビルの名前にも不思議なご縁があります)。



これまで静岡法律事務所で学んだことを活かし、これからも多くの人の力になれるよう、努力して参ります。皆様には今後も一層のご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

弁護士 石川アトム

入所のご挨拶



このたび、静岡法律事務所に入所いたしました弁護士の窪田幹洋(くぼたみきひろ)です。

私は、静岡県富士市出身であり、なじみのある静岡県で、地域に密着して活動してまいりたいと考えております。そして、話しやすい雰囲気づくりや、わかりやすい説明に努め、皆様のお話をよく聞くことを心がけてまいります。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

弁護士 窪田 幹洋



このたび、静岡法律事務所に入所いたしました金光誉樹(かねみつ たかしげ)と申します。出身は愛知県豊橋市です。司法修習をきっかけに静岡での生活が始まりましたが、この静岡で弁護士として活動できることを大変嬉しく思います。

法律を学んでいく中で、様々な悩みを抱えて苦しんでいる方々の力になりたいという気持ちが強まりました。弁護士としては新人ですが、初心を忘れず、依頼者の方の相談にしっかりと耳を傾け、1つ1つの案件や問題に誠心誠意取り組んで参りたいと思います。

皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、これから何卒よろしくお願い申し上げます。

弁護士 金光 誉樹

合格のご挨拶



昨年まで静岡法律事務所事務局として勤務していました司法修習生の末高裕之です。昨年9月に司法試験に合格するまでの間、大多和先生、事務所の方々をはじめ沢山の方にご支援いただきました。

修習後は、これまでいただいたご支援に報いるべく弁護士として社会に貢献していく所存です。今後とも宜しくお願い申し上げます。

司法修習生 末高 裕之

無料法律相談のご案内

当グループは、リーガルサービスの一環として、右記の通り一般無料法律相談を開催しています。大変好評な制度で、毎回多くの皆様にご利用いただいています。

相談する弁護士を指名できないこと、同一・類似の相談は3回までということ以外は、有料相談と同じですので、是非ご利用ください。

相談日の前日(日曜相談は前の金曜日)の17時までに「無料相談」と告げてご予約下さい。

無料法律相談

【静岡法律事務所】054-254-3205

火曜相談・木曜相談 18時～20時
土曜相談・日曜相談 13時半～16時

【静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所】

静岡市葵区鷹匠1-4-1 佐野ビル3F

〒420-0839 054-205-2250

毎月第2金曜日 18時～20時

毎月第4土曜日 13時半～16時

【弁護士法人静岡法律事務所 三島オフィス】

〒411-0848 静岡県三島市緑町5-21

金曜相談 18時～20時 055-943-5350

特集



2021年民法等改正について 弁護士 小川 寛大

2021年4月21日に、民法・不動産登記法などが改正されました、今回は、そのうちの2つの重要ポイントについてご説明します。

1 相続登記の義務化(2024年4月1日施行)など

相続・遺贈によって不動産を取得した相続人・受遺者は、相続等により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしなければならなくなりました。違反には、過料の罰則が科されます。この規定は、施行前の相続にも遡及的に適用され、この場合は2027年3月31日までに登記する必要があることになりました。遺産分割をしないまま相続が繰り返されることで土地共有者数が膨れ上がり、管理されずに放置される土地が増えて「所有者不明土地」化することを防ぐ趣旨です。他方で、簡易に相続登記義務が履行できるよう「相続人申告登記制度」が新設されました。これは、相続が開始されたことと自分が相続人であることを申告すると、登記官が職権で相続人の氏名・住所等を登記するというものです。この場合は持分は登記されないの、その後遺産分割等で持分が定まった場合は、再度登記する必要があります。また、「相続土地国庫帰属制度」が新設され、一定の要件を備えた場合、相続対象不動産を国庫に帰属させることができるようになりました。さらに、住所・氏名等変更登記も義務化され、この場合は2年以内に変更登記をする必要があることとなりました。

2 遺産分割における特別受益・寄与分の期間制限(2023年4月1日施行)

相続人の死亡時から10年を経過すると、法定相続分の修正要素である特別受益や寄与分の規定は原則として適用されず、法定相続分(または遺言による指定相続分)を前提として遺産分割を行うこととなりました。また、これにより、家庭裁判所における遺産分割調停だけでなく、不動産については地方裁判所における共有物分割訴訟も利用できることとなりました。この規定も施行前の相続に遡及的に適用され、この場合は、①相続開始から10年 ②改正法施行から5年、のどちらか遅い方が制限期間となります。

ひとつと

愛国心を叫ぶ政治家が、日本をサタンの国と呼ぶ教団と裏で繋がっていたことに驚き！米国・日本・韓国を政治的に支配しようとしているとも言われるこの教団に、日本の政治が歪められていた可能性も！日本で選択的夫婦別姓制度が実現しないのは、この教団の家父長的家族観が影響か？憲法改正の動きは？

日本の被害者からの何千億円というお金が米国・韓国に流れている！日本の政治家には？

静岡法律事務所グループの事務所と所属弁護士

静岡法律事務所グループは、3つの法律事務所とそれを繋ぐ弁護士法人静岡法律事務所からなる県内最大の法律事務所グループです。

【静岡法律事務所】

弁護士 大多和 暁 弁護士 望月 正人 弁護士 池田 剛志 弁護士 植松 真樹

弁護士 古澤 一樹 弁護士 菅野 雄児 弁護士 山形 祐生 弁護士 伊東 達也

弁護士 桐山 圭悟 弁護士 上野 哲郎 弁護士 小川 寛大 弁護士 窪田 幹洋

弁護士 金光 誉樹

【静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所】

弁護士 伊藤 博史 弁護士 吉川 友朗

【弁護士法人静岡法律事務所 三島オフィス】

弁護士 井上 将宏



【顧問契約のご案内】

当グループの弁護士と顧問契約を締結し、毎月一定額(主として月額3万円～)の顧問料をお支払いいただく場合は、顧問弁護士として法律相談など一定範囲の法律業務を随時行ないます。顧問契約を締結した場合には、電話やFAX、メールなどで気軽に弁護士に相談ができるようになり、また継続的な関係の中で、顧問会社(組合)の業務の内容についての理解が深まり、より適切なアドバイスが可能となります。

さらに顧問会社(組合)の紹介による初回の相談料は無料ですし、契約によっては更に広く無料相談が受けられますので、会社(組合)の役員、従業員、あるいは関係者に関して生じた問題について、お気軽に弁護士にご相談いただけるようになります。従業員(組合員)への福利厚生や会社関係者へのサービスとしても利用できるようになりますので、是非ご利用ください。

三光鳥(サンコウチョウ)とは

サンコウチョウは静岡県の県鳥で、スズメ目カササギヒタキ科に分類される鳥です。

鳴き声が「ツキ(月)ヒー(日)ホシ(星)、ホイホイ」と聞えることから、三光鳥と呼ばれています。依頼者にとって、太陽のように暖かく、月のようにそっと寄り添い、北極星のように迷った時の道しるべになるような弁護士でありたいとの思いを込めて、静岡法律事務所グループニュースの表題といたしました。

